

就業規則に記載する事項

Q：会社の設立にあたり、就業規則を作ろうと考えています。就業規則に絶対に記載しておかなければならない項目があれば教えてください。

A：労働基準法では、最低限次の項目が記載されていないと就業規則と認められません。

(1)始業及び終業の時刻

労働者の提供する労働が使用者の管理に委ねられている時間帯です。

(2)休憩時間

労働者が労働の拘束から免れる時間です。

(3)休日

使用者が労働者に義務として与えなければならない日で、法定休日といいます。

(4)休暇

使用者が労働者に対して、労働の義務がある日に労働の義務を免除する日で、年次有給休暇、産前産後の休業等があります。

(5)労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合の就業時転換に関する事項

(6)賃金（臨時の賃金等を除きます）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期ならびに昇給に関する事項

(7)退職に関する事項

以上は、最低限必要となる就業規則の絶対的必要記載事項ですが、労働条件や職場環境に関する規定にとどまらずに、経営理念、経営哲学、そして経営の進むべき道を前提として、従業員としてのあるべき姿が表現されている就業規則を作ってください。

